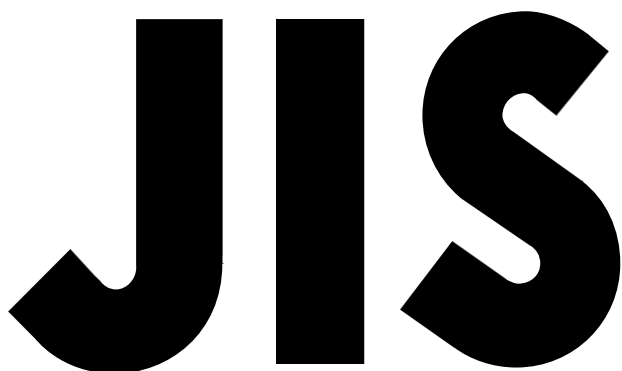




システム及びソフトウェア技術－  
ライフサイクルにおける情報項目の内容  
(ドキュメンテーション)

JIS X 0171 : 2020  
(ISO/IEC/IEEE 15289 : 2017)  
(IPSS/JSA)

令和 2 年 6 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                              |
|-------|---------|-------------------------------------------------|
| (部会長) | 大 崎 博 之 | 東京大学                                            |
| (委員)  | 青 木 真 理 | 川崎市地域女性連絡協議会                                    |
|       | 青 柳 恵美子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会                |
|       | 伊 藤 智   | 一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構) |
|       | 岩 渕 幸 吾 | 一般社団法人電子情報技術産業協会                                |
|       | 内 田 富 雄 | 一般財団法人日本規格協会                                    |
|       | 江 崎 正   | IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)                        |
|       | 住 谷 淳 吉 | 一般財団法人電気安全環境研究所                                 |
|       | 田 中 一 彦 | 一般社団法人日本電機工業会                                   |
|       | 橋 爪 弘   | 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会                         |
|       | 平 田 真 幸 | IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)                    |
|       | 藤 原 昇   | 一般社団法人電気学会                                      |
|       | 水 本 哲 弥 | 東京工業大学                                          |
|       | 山 根 香 織 | 主婦連合会                                           |

主 務 大 臣：経済産業大臣      制定：平成 26.6.20      改正：令和 2.6.22

官 報 掲 載 日：令和 2.6.22

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|                                      | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 序文                                   | 1   |
| 1 適用範囲                               | 2   |
| 2 引用規格                               | 4   |
| 3 用語, 定義及び略語                         | 4   |
| 3.1 用語及び定義                           | 4   |
| 3.2 略語                               | 7   |
| 4 適用性                                | 7   |
| 4.1 目的                               | 7   |
| 4.2 この規格が対象とする利用者                    | 8   |
| 4.3 作業成果への適用性                        | 8   |
| 4.4 情報項目の利用者への適用性                    | 8   |
| 5 適合性                                | 9   |
| 5.1 適合性の定義                           | 9   |
| 5.2 適合の状況                            | 9   |
| 5.3 適合性の型                            | 10  |
| 6 ライフサイクルデータ及び情報項目                   | 10  |
| 6.1 ライフサイクルデータの特徴                    | 10  |
| 6.2 情報項目（文書）と比較した記録                  | 11  |
| 6.3 ライフサイクルデータ（記録）の管理                | 11  |
| 6.4 情報項目（文書）の管理                      | 11  |
| 7 情報項目の総称型                           | 12  |
| 7.1 一般                               | 12  |
| 7.2 記述－総称型の内容                        | 13  |
| 7.3 計画－総称型の内容                        | 13  |
| 7.4 方針－総称型の内容                        | 15  |
| 7.5 手順－総称型の内容                        | 16  |
| 7.6 報告－総称型の内容                        | 17  |
| 7.7 依頼－総称型の内容                        | 18  |
| 7.8 仕様－総称型の内容                        | 18  |
| 8 ライフサイクル及びサービスマネジメントプロセスへの情報項目の対応付け | 19  |
| 8.1 システムライフサイクルへの情報項目の対応付け           | 19  |
| 8.2 ソフトウェアのライフサイクルへの情報項目の対応付け        | 25  |
| 8.3 サーマネジメントプロセスへの情報項目の対応付け          | 32  |
| 9 記録                                 | 38  |
| 9.1 記録－総称型の内容                        | 38  |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 9.2 特定の記録の内容         | 38 |
| 10 特定の情報項目（文書）の内容    | 42 |
| 10.1 一般              | 42 |
| 10.2 受入計画            | 43 |
| 10.3 受入報告            | 43 |
| 10.4 取得計画            | 43 |
| 10.5 資産管理計画          | 44 |
| 10.6 監査確認報告          | 44 |
| 10.7 監査計画            | 44 |
| 10.8 監査手順            | 44 |
| 10.9 監査報告            | 44 |
| 10.10 容量・能力計画        | 45 |
| 10.11 容量・能力管理手順      | 45 |
| 10.12 変更依頼           | 45 |
| 10.13 情報伝達手順         | 45 |
| 10.14 苦情対応手順         | 46 |
| 10.15 組織レベルの運用概念     | 46 |
| 10.16 構成管理計画及び方針     | 47 |
| 10.17 構成管理手順         | 47 |
| 10.18 構成状況報告         | 48 |
| 10.19 契約             | 48 |
| 10.20 顧客満足度調査        | 49 |
| 10.21 データベース設計記述     | 49 |
| 10.22 開発計画           | 50 |
| 10.23 廃棄計画           | 50 |
| 10.24 文書化計画          | 51 |
| 10.25 文書化手順          | 51 |
| 10.26 ドメインエンジニアリング計画 | 51 |
| 10.27 評価報告           | 51 |
| 10.28 実装手順           | 52 |
| 10.29 改善計画           | 52 |
| 10.30 改善手順           | 53 |
| 10.31 インシデント管理手順     | 53 |
| 10.32 インシデント報告       | 53 |
| 10.33 情報管理計画         | 54 |
| 10.34 情報管理手順         | 54 |
| 10.35 情報セキュリティ計画     | 54 |
| 10.36 情報セキュリティ方針     | 55 |
| 10.37 情報セキュリティ手順     | 55 |

|       |                        |    |
|-------|------------------------|----|
| 10.38 | 導入計画                   | 56 |
| 10.39 | 導入報告                   | 56 |
| 10.40 | 結合（インテグレーション）報告及びテスト報告 | 56 |
| 10.41 | 結合計画                   | 56 |
| 10.42 | インタフェース記述              | 57 |
| 10.43 | ライフサイクル方針及び手順          | 57 |
| 10.44 | 保守計画                   | 57 |
| 10.45 | 保守手順                   | 58 |
| 10.46 | 測定計画                   | 58 |
| 10.47 | 測定手順                   | 58 |
| 10.48 | 監視報告及び制御報告             | 58 |
| 10.49 | 運用テスト手順                | 59 |
| 10.50 | 問題管理手順                 | 59 |
| 10.51 | 問題報告                   | 59 |
| 10.52 | プロセスアセスメント手順           | 60 |
| 10.53 | プロセス改善報告               | 60 |
| 10.54 | 製品ニーズアセスメント            | 61 |
| 10.55 | 進捗報告                   | 61 |
| 10.56 | プロジェクト管理計画             | 61 |
| 10.57 | 提案                     | 62 |
| 10.58 | 適格性確認テスト手順             | 63 |
| 10.59 | 適格性確認テスト報告             | 63 |
| 10.60 | 品質管理計画                 | 63 |
| 10.61 | 品質管理方針及び手順             | 64 |
| 10.62 | リリース計画（及び方針）           | 64 |
| 10.63 | 提案依頼（RFP）              | 65 |
| 10.64 | 資源依頼                   | 65 |
| 10.65 | 再利用計画                  | 65 |
| 10.66 | レビュー議事録                | 66 |
| 10.67 | リスク対応行動依頼              | 66 |
| 10.68 | リスク管理方針及び計画            | 66 |
| 10.69 | サービスカタログ               | 66 |
| 10.70 | サービス継続及び可用性計画          | 67 |
| 10.71 | サービスレベル合意書（SLA）        | 67 |
| 10.72 | サービスマネジメント計画（及び方針）     | 68 |
| 10.73 | サービス計画                 | 68 |
| 10.74 | サービス報告                 | 69 |
| 10.75 | ソフトウェア方式記述             | 69 |
| 10.76 | ソフトウェア設計記述             | 70 |

|                               | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 10.77 ソフトウェア要求事項仕様            | 71  |
| 10.78 ソフトウェアユニット記述            | 71  |
| 10.79 ソフトウェアユニットテスト手順         | 72  |
| 10.80 ソフトウェアユニットテスト報告         | 72  |
| 10.81 供給者管理手順                 | 72  |
| 10.82 供給者選択手順                 | 72  |
| 10.83 システムアーキテクチャ記述           | 72  |
| 10.84 システム要素記述                | 73  |
| 10.85 システム要求事項仕様              | 73  |
| 10.86 教育訓練文書類                 | 74  |
| 10.87 教育訓練計画                  | 74  |
| 10.88 利用者用文書類                 | 74  |
| 10.89 利用者通知                   | 75  |
| 10.90 妥当性確認計画                 | 75  |
| 10.91 妥当性確認手順（妥当性確認テスト仕様）     | 76  |
| 10.92 妥当性確認報告                 | 76  |
| 10.93 検証計画                    | 76  |
| 10.94 検証手順                    | 77  |
| 10.95 検証報告                    | 77  |
| 附属書 A（参考）情報項目及びその内容を識別するための手順 | 78  |
| 附属書 B（参考）出典ごとの情報項目及び記録        | 79  |
| 参考文献                          | 82  |
| 解 説                           | 84  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0171:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# システム及びソフトウェア技術—ライフサイクルに おける情報項目の内容（ドキュメンテーション）

## Systems and software engineering— Content of life-cycle information items (documentation)

### 序文

この規格は、2017年に第3版として発行された **ISO/IEC/IEEE 15289** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の目的は、システム及びソフトウェアのライフサイクル、並びにサービスプロセスの間に作成及び改訂するとよい特定の情報項目（情報製品）を識別して計画するための要求事項を提供することである。この規格は、情報技術のサービスマネジメントについての情報項目と同様に、全ての対象とするシステム及びソフトウェアライフサイクルの情報項目の目的及び内容を規定する。情報項目の内容は、総称文書型及び文書の特定の目的に従って定義される。プロジェクト又は組織の目的のために、情報項目は必要に応じて結合されたり細分されたりする。

この規格は、**JIS X 0160:2012**（ソフトウェアライフサイクルプロセス）及び **JIS X 0170:2020**（システムライフサイクルプロセス）で指定されたライフサイクルプロセス並びに **JIS Q 20000-1:2012**（情報技術—サービスマネジメント—第1部：サービスマネジメントシステム要求事項）及び **JIS Q 20000-2:2013**（情報技術—サービスマネジメント—第2部：サービスマネジメントシステムの適用の手引）で指定されたサービスマネジメントプロセスに基づいている。

**JIS X 0160:2012** 及び **JIS X 0170:2020** は、システムライフサイクルの段階を管理及び実行するためのプロセスの集合を定義している。これらは情報管理プロセスを定義しているが、情報項目の名称、様式、明確な内容、及び記録媒体に関して詳細に述べてはいない。**JIS X 0170:2020** 及び **JIS X 0160:2012** はシステム及びソフトウェアのライフサイクルプロセスのための共通の枠組みを確立し、かつ、多数の文書化項目を識別又は要求している。これらのプロセス参照モデルは、プロセス実現の特定な方法を表現してはいないし、システム及び／又はソフトウェアのライフサイクルモデル、方法論、又は技法を規定してはいない。**JIS X 0160:2012** は、ソフトウェア情報項目がいつ準備されればよいのかをいつも規定してはいないし、情報項目の内容を識別してもいない。**JIS Q 20000-1:2012** は、幾つかの特定な要求事項とともに文書及び記録のための普遍的な要求事項を確立している。**JIS Q 20000-2:2013**（情報技術—サービスマネジメント—第2部：サービスマネジメントシステムの適用の手引）は、第1部の利用のときの指針を提供する。

**IEEE** は、**IEEE 12207.1-1997**, Industry Implementation of International Standard **ISO/IEC 12207:1995**. (**ISO/IEC 12207**) Standard for Information Technology—Software life cycle processes—Life cycle data をこの規格の第1版のために提供した。